

日野市告示第74号

悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準

悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条の規定に基づく悪臭の規制地域及び当該地域における法第四条の規定に基づく悪臭の規制基準を次のとおり定める。

なお、関係図面は、日野市環境共生部に備え置いて一般の縦覧に供する。

一 規制地域

日野市内全域

二 規制基準

(一) 法第4条第2項各号の規定により定める規制基準を適用する区域は、一に掲げる規制地域全域とし、次に掲げるところにより区分する。

ア 第一種区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、及び準住居地域並び同号の規定による用途地域として定められていない地域であって第二種地域及び第三種地域に該当する区域を除く地域

イ 第二種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域に接する地先及び水面

ウ 第三種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域及び工業専用地域並びにこれらの地域に接する地先及び水面

(二) 法第4条第2項第1号の規定により定める規制基準は、別表第一のとおりとする。

(三) 法第4条第2項第1号の規定により定める規制基準は、(二)に定める規制基準を基礎として、悪臭防止規則規制(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出する臭気排出強度又は臭気指数とする。ただし、排出口の実高さは1.5メートル以上であって、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物の高さの2.5倍未満の施設にあつては別表第二のとおりとし、排出口の実高さが1.5メートル未満の施設にあつては別表第三のとおりとする。

(四) 法第4条第2項第3号の規定により定める規制基準は、別表第四のとおりとする。

附則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月2日

日野市長

馬場 弘融

別表第一

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数10
第二種区域	臭気指数12
第三種区域	臭気指数13

別表第二

区域の区分	規制基準
第一種区域	$q_t = 275 \times Ho^2$
第二種区域	$q_t = 436 \times Ho^2$
第三種区域	$q_t = 549 \times Ho^2$

この式において、 q_t 及び Ho は、それぞれ次の値を表すものとする。
 q_t 排出ガスの臭気排出強度(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立法メートル毎分)
 Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)

別表第三

一 排出口の口径が0.6メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数31
第二種区域	臭気指数33
第三種区域	臭気指数35

二 排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数25
第二種区域	臭気指数27
第三種区域	臭気指数30

三 排出口の口径が0.9メートル以上の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数22
第二種区域	臭気指数24
第三種区域	臭気指数27

別表第四

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数26
第二種区域	臭気指数28
第三種区域	臭気指数29